

令和7年第4回定例会 文書質問  
加地 まさなお 議員

## 回答書

### 1 若者を守るための依存症対策の総合的強化について

質問の要旨 ①	<p>若者を取り巻く依存症のリスクは、デジタル化と複合化が進み、極めて深刻な水準にある。警察庁が2025年3月に初めて公表した調査によれば、国内のオンラインカジノ利用者は推計337万人に達し、その約4割が違法性を認識していない実態が明らかになった。スマホ一つで「行動嗜癖（ギャンブルやゲーム等、特定の行為にのめり込みやめられなくなる状態）」に陥る環境は、若者を多重債務や「トクリュウ（SNS等を通じて離合集散する匿名・流動型犯罪グループ）」の資金源、闇バイトへと誘引する温床となっている。一方、薬物乱用においても若年層への浸透が顕著である。警察庁等の統計によれば、大麻事犯検挙人員の7割以上を10代・20代が占め、特に20歳未満の検挙者は過去9年間で約15倍（2014年80人→2023年1,222人）に急増している。また、検挙者の過半数（52.1%）が未成年の段階で使用を開始している実態も明らかとなった。これに加え、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ：薬局等で購入できる風邪薬などを大量に服用すること）や、指定薬物を含む通称「ゾンビたばこ」等の新たな脅威も拡大している。これら「心の隙間」に入り込む依存症への対策は、もはや個人の問題ではなく、教育・福祉・医療・防犯が連携して取り組むべき喫緊の行政課題である。本区における現状と対策について見解を伺う。</p>
回答 ①	<p>区の依存症に関する現状と対策のうち、保健・医療分野における現状については、令和6年度では依存症に関する電話・来所、関係機関からの相談は、1,379件で全体の50,055件のうち2.7%と少なく、かつ、中・高年層のアルコール依存に対する相談が大半という状況です。ただ、若年層の市販薬の過剰摂取やゲーム依存に関する相談も見受けられるようになってきており、今後の推移を注視しているところです。</p> <p>次に、教育・福祉・医療・防犯の関係部署連携の取り組みについての現状とその対策については、年に一度、医療機関や区内福祉事業所、厚生施設等の関係機関が参加するアルコール関連問題ネットワーク連絡会を開</p>

	<p>催し、個別事案の解決策の検討に加え、相談支援体制の構築と連携強化、職員の知識と対応技術向上を図っています。</p> <p>また、教育部門では薬物依存について学ぶ取組み、福祉部門では「社会を明るくする運動」や再犯防止に取り組む活動、防犯部門では警察や地域との連携を図っているビューティフル運動などがあり、他部や多くの関係機関により非行や犯罪防止の一環として薬物等の依存症予防対策も含めて、取り組んでいるところです。</p> <p>これからも、若者の依存症対策として各部と連携しながら、それぞれの取り組みが強化できるよう努めてまいります。</p>
	(担当所管：衛生部 中央本町地域・保健総合支援課)
質問の要旨 ②	<p>1. 依存症予防教育の「系統的導入」と実践的指導について</p> <p>若者を守る教育は待ったなしの状況である。国が約40年ぶりに学習指導要領を見直し、依存症を含む精神疾患を『高校生が学ぶべき必須の知識』として復活させたのは、それが単なる『意志の問題』ではなく、医学的に『予防と治療が必要な病気』であると再定義されたからに他ならない。国がここまで危機感を持って舵を切った今、基礎自治体である本区が、さらに一步踏み込んで小・中学校段階から系統的な予防教育を行うことは、国の方向性と完全に合致する。千葉県・北海道苫小牧市等が導入している、動画教材やワークシート、教員用の進行台本をセットにし、担任教員が無理なく授業を行える「中高生向け予防教育パッケージ」の先行事例を踏まえ、本区においても対策を急ぐべきである。具体的には、オンラインカジノ等の「ギャンブルの仕組み（胴元である運営側が必ず儲かる構造）」を学ぶ独自の副読本の作成・授業化、ならびにゾンビたばこ等の新型薬物への「断るスキル（ロールプレイング：実際の場面を想定した演技練習）」の導入など、知識と実践の両面から依存症予防教育を系統的（単発ではなく、学年ごとに段階を踏んで学ぶ形式）に実施すべきと考えるが、区の見解を伺う。</p>
回答 ②	<p>知識と実践の両面から依存症予防教育を系統的（単発ではなく、学年ごとに段階を踏んで学ぶ形式）に実施すべき、とのご質問にお答え致します。</p> <p>精神疾患の予防と回復については、主に高等学校で学ぶ内容ではございますが、小学校では、体育の保健分野において、発達の段階に応じて健康な生活や病気の予防について、健康の状態には、1日の生活の仕方などの若者自身の要因や周囲の環境の要因が関わっていること、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること等を学習しています。中学校保健体育科では、保健分野において、健康な生活と疾病の予防につ</p>

	<p>いて学ぶ等、学習指導要領に沿って、小・中学校で系統的に計画的に学習しております。</p> <p>また、各校において、警察と連携したスクールソーター等によるセーフティ教室、保健所や民間団体との連携により薬物依存経験者を招いての薬物乱用防止教室、区衛生部と連携したSOSの出し方教室等、ロールプレイングも交えて、様々な予防教育を実施しております。</p> <p>今後は、加地議員ご提案の事例を区内小・中学校で共有するとともに、他自治体の取組や教材についても研究して参ります。</p>
	(担当所管：教育指導部 教育指導課)
質問の要旨 ③	<p>2. 若年層の「行動嗜癖」および「市販薬過剰摂取」の実態把握について対策の第一歩は正確な実態把握である。区内の若年層におけるオンラインギャンブルやゲーム課金等の「行動嗜癖」に起因する消費生活・多重債務相談の推移、ならびに「ト一横」問題等で顕在化している市販薬過剰摂取や大麻使用に関する救急搬送・学校現場での認知状況について、区が把握している数値を併せて伺う。</p>
回 答 ③	<p>若年層の「行動嗜癖」に起因する消費生活・多重債務相談の推移及び、学校現場での認知状況につきましては、正確な数値を把握しておらず、緊急搬送の状況におきましても、搬送先の医師が診断した傷病名に基づくため、精度の高い数値を出すことができません。</p> <p>今後は、関係機関にご協力をいただきながら、庁内の関係部署と連携し、若年層の実態把握に努めてまいります。</p>
	(担当所管：危機管理部 危機管理課)

質問の要旨 ④	<p>3. 新たな脅威（トクリュウ型犯罪・新型薬物）への危機管理連携について</p> <p>若者を食い物にする新たな脅威への対策について伺う。オンラインカジノ等の借金を背景とした、いわゆる「トクリュウ」や「闇バイト（高額報酬をうたい、強盗や詐欺等の実行役として犯罪に加担させる違法な求人）」への加担リスクに対する警察とのリアルタイムな情報共有体制について伺う。また、2023年に都内で相次いだ「大麻グミ（大麻類似成分を含む食品）」による健康被害や、直近では厚生労働省が指定薬物に追加した麻醉薬成分「エトミデート」を含む通称「ゾンビたばこ（電子タバコ用リキッド等に混入され、意識障害や痙攣を引き起こす危険な製品）」が、合法と誤認させる形で流通し若者に拡散している現状を踏まえ、これら見えにくい脅威から区民を守るために地域・保護者・学校に対する具体的な周知手段（注意喚起の迅速化）を含めた、区の危機管理方針を伺う。</p>
回 答 ④	<p>「トクリュウ」や「闇バイト」の加担リスクに対する警察とのリアルタイムな情報共有体制につきましては、警察の捜査事案のため、リアルタイムでの情報共有は難しいと警察から伺っている状況ではありますが、可能な限り区内4警察署に情報提供の働きかけを行ってまいります。</p> <p>また、「大麻グミ」や「ゾンビたばこ」などの違法薬物への対策につきましては、一部報道では若者を中心に拡散されているとの報告がございますが、区内では確認されておらず、状況に応じて区内4警察署や庁内の関係部署と連携し、SNSなどを活用した積極的な情報発信と、庁内で若者に関わる部署への情報共有などを行い、注意喚起に努めてまいります。</p>

(担当所管：危機管理部 危機管理課)

質問の要旨 ⑤	<p>4. 依存症を生まないための環境整備（ネット・リアル両面）の強化について</p> <p>若年層が依存症に陥る要因は、本人の意思の問題にとどまらず、日常的に接触する情報環境や購入環境といった「環境要因」の影響が極めて大きい。したがって、依存症を未然に防ぐためには、個別の相談支援に加え、行政が主体となって依存症を生みにくい環境を整備する視点が不可欠である。オンラインカジノは違法であるにもかかわらず、SNS 上では「稼げる」「副業になる」などと誤認させる広告や誘導が氾濫しており、若者の被害が拡大している。本区として、被害防止の観点から、若者が日常的に利用し行政広報が届きやすいTikTok、Instagram、YouTubeショート等の短尺動画媒体を活用し、オンラインカジノの違法性や依存症の危険性を明確に伝える注意喚起を区が主体的に実施すべきと考えるが、現状の取組と今後の方針について伺う。</p>
回 答 ⑤	<p>オンラインカジノの違法性や依存症の危険性を明確に伝える注意喚起を区が主体的に実施すべきにつきまして、若者を含め、区民の安全・安心を脅かす対象であると認識しておりますので、今後、よりターゲットに訴求しやすい手法を検討するなど、区内4警察署と連携し、状況に応じた積極的な情報発信を行い、注意喚起に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（担当所管：危機管理部 危機管理課）</p>
質問の要旨 ⑥	<p>また、市販薬の過剰摂取による健康被害が顕在化している現状を踏まえ、薬局が民間事業者であることを理由に行政の関与を限定するのではなく、公衆衛生の観点から、区が責任主体として一定の方針を示す必要があると考える。具体的には、区内薬剤師会等と連携し、販売時の声掛け、複数箱購入時の注意喚起、相談窓口の明示等について、区として統一的な対応やガイドライン整備を進めるべきと考えるが、現状の取組と今後の対応方針について伺う。</p>
回 答 ⑥	<p>依存症を生まないための環境整備の強化の回答のうち、最初に市販薬の過剰摂取を防ぐための現状の取組ですが、薬局等が濫用等のおそれのある医薬品を販売する際には、厚生労働省の通知（令和5年2月8日付薬生発0208第1号）に基づき、原則一人一包装とするなど販売方法が厳格化されています。</p> <p>また、ガイドラインの整備については、「「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売に向けた販売業者向けのガイドラインと関係団体等に向けた提言」について（情報提供）（令和2年9月11日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬安全課対策課事務連絡）でガイドラインが定めら</p>

	<p>れており、そのガイドラインに基づき、区は薬剤師会と連携の上、薬局等の指導をしております。</p> <p>次に今後の対応方針ですが、販売時の購入理由の確認を含めた販売規制強化に関し、医薬品医療機器等法の改正が、令和8年5月1日に施行予定のため、その内容を踏まえて、薬局等に対して監視指導を強化する予定です。</p> <p>(担当所管：衛生部 生活衛生課)</p>
質問の要旨 ⑦	<p>5．依存症対策の「総合的体制」構築と安定財源の確保について</p> <p>対策を持続可能にするためには、薬物依存等の背景にある「孤独・孤立」を解消するための「居場所（サードプレイス：家庭や学校以外の安心できる場所）」の整備に加え、その裏付けとなる財源確保が不可欠である。各国の取り組みとして、ニュージーランドでは法制度（2003年賭博法）に基づき、ギャンブル収益の一部を「賦課金（レビュー）」として事業者から徴収し、国主導で依存症の予防・治療費に充当する仕組みが確立されている。本区においても、大井競馬場の分配金活用にあたり、この「受益者負担」の考え方を取り入れ、その一部（例：1%）を原資とした区独自の「依存症対策基金（ハームリダクション基金：依存による健康や社会への被害を減らすための活動基金）」を創設し、上記対策の安定財源とすべきと考えるが、居場所の確保と基金創設に対する区の見解を伺う。</p>
回答 ⑦	<p>大井競馬場の分配金を活用した区独自の居場所の確保と依存症に対する基金の創設についてですが、大井競馬場の分配金は、すでに「あだち子どもの未来応援基金」等に配分され、子どもが安心して過ごせる居場所などの補助を始めとした事業に活用されております。</p> <p>また、依存症治療は日本では保険診療の対象であり、自己負担が発生した場合でも自立支援医療費制度（精神通院医療）で全額または一部公費負担されています。</p> <p>加えて、当事者の居場所については断酒会等の自助グループ、ダルクなどのリハビリ施設等、一定程度の社会資源が存在しており、また自立訓練（生活訓練）として障がい福祉サービスとして提供されているものもあるため、現在のところ、依存症対策基金の創設については考えておりません。</p> <p>(担当所管：衛生部 中央本町地域・保健総合支援課)</p>

## 2 多文化共生の前提となる異文化交流について

近年、我が国における在留外国人数は増加の一途をたどり、多文化共生の推進は喫緊の課題となっている。しかしながら、眞の「共生」を実現するためには、その前提として、国民と外国人住民の間で相互理解を深める「質の高い異文化交流」が不可欠であると考える。単に外国人住民を「受け入れる」ことにとどまらず、日本人住民側が異文化を理解し、地域社会として受け止めるための基盤づくりが重要である。

現に足立区においても外国人住民数は増加を続けており、令和7年6月時点では44,780人（全体の6.4%）であったものが、わずか5か月後の令和7年11月1日時点では47,990人（全体の6.82%）と過去最多を記録している。この短期間で約0.4ポイント以上比率が上昇している事実は、外国人住民の増加が加速しており、教育・福祉・国民健康保険など、区が担う公的サービスのキャパシティ（許容能力）との関係を、より慎重に検証する必要性を示唆している。

区は、政府が進める外国人材受け入れ政策に協力的な姿勢を示してきた一方で、その結果として生じる教育現場の負担増や、社会保障制度運用上の課題、さらには財政的影響については、最終的に基礎自治体が対応を迫られる構造となっている。こうした状況を踏まえ、区としても、外国人住民の増加に伴うリスクや課題を主体的に把握し、対応策を整理していく必要があると考える。そこで以下、伺う。

### 1. 海外の移民政策における課題認識について

スウェーデン、ドイツ、フランスなど欧州主要国では、多文化共生政策を進める中で、地方自治体における財政負担の増大、治安対策の強化、教育現場での支援体制の逼迫といった課題が顕在化し、政策の見直しが行われてきたとされている。区は、こうした欧州諸国における多文化共生政策の課題について、「地方自治体の財政・治安・教育現場にどのような影響が生じたか」という観点から、どのように整理・認識しているのか伺う。また、足立区においても、外国人住民の増加が今後さらに進んだ場合、同様のリスクが顕在化する可能性について、現時点でどのような認識を持っているのか、併せて伺う。

欧洲諸国における多文化共生政策の課題に関する当区の認識と、外国人住民の増加に伴う将来的なリスクに対する基本的な考え方についてお答えいたします。

足立区では現時点において、外国人住民への社会適応支援を目的とする施策のうち、区の一般財源による支出額の総額は、令和7年度の予算ベースで約7,700万円（人件費を除く事業費のみ）となっております。ま

質問の要旨

⑧

回 答

⑧

	<p>た、治安面では区内の日本人と外国人との検挙率に大差はない状況であるため大きな影響は出でていない状況であり、教育現場では外国ルーツの子どもが授業についていけないなどの影響が出ております。今後については、欧州諸国と同様の課題が現れる可能性は否定できませんが、政府が外国人政策の厳格化を検討するとの報道もあることから、リスク顕在化の可能性について言及るのは難しいと認識しております。しかしながら、地域住民の不安を払拭し外国人と日本人が地域社会の一員として共に暮らしていけるよう、区内に在住する外国人への支援拡充は必要であると整理しております。</p> <p>(担当所管：地域のちから推進部 地域調整課)</p>
質問の要旨 ⑨	<p>2. 社会的コストの検証と「ルールの土台」構築の優先度について</p> <p>現在の外国人材受け入れは、企業の短期的な利益を優先するあまり、国民健康保険料の収納率の差（外国人世帯 79.5%、日本人世帯 89.5%）や、日本語指導が追いつかない教育現場の負担という「社会的コスト」を区民の税金に転嫁しているに過ぎないと認識について、区の見解を伺う。</p>
回 答 ⑨	<p>現在の外国人材の受け入れは、「社会的コスト」を区民の税金に転嫁しているに過ぎないと認識についての質問にお答えします。</p> <p>区といたしましては、外国人材の受け入れは、介護など人手不足業種における労働力不足の解決策の一つとして考えており、ご指摘の企業の短期的な利益を優先しているものとは考えておりません。このため、「社会的コスト」を区民の税金に転嫁しているに過ぎないと認識はございません。</p> <p>なお、国民健康保険料について、外国人世帯と日本人世帯の収納率の差に対して一般財源の投入はしていませんので、収納率の差による区民の税金への転嫁はありません。</p> <p>(担当所管：政策経営部 政策経営課)</p>

質問の要旨 ⑩	<p>また、今定例会にて区長が答弁された「外国人の方も不安を感じている」という認識の根拠となっている意識調査について、外国人住民から挙げられた具体的な不安の内容と、その回答割合(%)を上位3項目で示された上で、その不安の根本原因は、区の支援が「日本語と日本の生活ルール」という社会の基礎への統合を、十分に後押しできていない可能性があるのではないかと考えるが、区の認識を伺う。</p>
回 答 ⑩	<p>多文化共生意識調査において外国人住民が挙げた不安とその原因が不十分な区の支援にあるのではないかというご意見についてお答えいたします。令和7年10月に実施した多文化共生意識調査において外国人住民が挙げた不安については、ことば(26.5%)、年金(18%)、生活費などの金銭的な問題(17.8%)が上位3項目となっております。これらは、「日本語能力」や「日本の生活ルール」といった、社会に参画し自立するための支援が十分でないと認識しており、今後の支援拡充を検討してまいります。 (担当所管：地域のちから推進部 地域調整課)</p>
質問の要旨 ⑪	<p>3. 外国人支援施策の総予算、費用対効果、および公金の優先順位について 外国人住民への社会適応支援を目的とする施策(日本語教育、生活ルール・マナー指導、地域交流支援など)について、令和7年度予算におけるこれらの施策全体の事業費総額のうち、区の一般財源(区民の税金)による支出額の総額を伺う。また、この多額な一般財源の支出が、子育て支援や高齢者福祉といった他の喫緊の区民サービスと比較して、公金の配分として適切かつ優先順位が高いと認識しているか、その判断基準を伺う。</p>
回 答 ⑪	<p>外国人住民への社会適応支援を目的とする施策のうち、区の一般財源による支出額の総額は、令和7年度の予算ベースで約7,700万円(人件費を除く事業費のみ)になります。 この支出額が、他の喫緊の区民サービスと比較して、公金の配分として適切かつ優先順位が高いと認識しているかにつきましては、子育て支援や高齢者福祉にかかる一般財源が予算ベースで680億円であることから、比較をしても外国人住民への施策の支出額は高額ではありません。実施にあたっては、真に必要な事業として取り組んでいるため、公金の支出としては適切であると考えております。 また、外国人住民への社会適応支援を行うことは、共生社会の実現を推進することとなり、区民の安心につながってまいりますので、他の施策と比較しても優先順位が低いとは認識しておりません。</p> <p>(担当所管：政策経営部 政策経営課)</p>

質問の要旨 ⑫	<p>4. 外国人住民比率の増加を踏まえた、公的サービスのキャパシティ確保について</p> <p>外国人住民は 47,990 人 (6.82%) と過去最多を記録し、この急増は、教育現場の負担増だけでなく、国保の収納率の差など、公的サービスの公平性にも影響を与えている。区民全体の安全・安心と地域社会のキャパシティ（許容能力）維持の観点から、外国人住民の比率に上限（例：総人口の 7%など）を設け、増加の速度と総量を規制することの必要性について検討する考えがあるか伺う。また、仮に受入れ規模の調整を行わない場合においても、外国人住民の増加ペースが、教育・福祉・国民健康保険等の公的サービスのキャパシティを上回らないようにするため、区としてどのような考え方や管理の視点を持っているのか、併せて伺う。</p>
回 答 ⑫	<p>外国人住民の比率に上限を設け、増加の速度と総量を規制することの必要性について検討する考えがあるか及び、外国人住民の増加ペースが、公的サービスのキャパシティを上回らないようにするための区として考え方や管理の視点を持っているのかについての質問にお答えします。</p> <p>区としては、転入してくる外国人住民の比率に上限を設け、増加の速度と総量を規制することは困難ですので、規制の必要性について検討する考えはありません。</p> <p>しかしながら、区内に住む、または転入してくる外国人住民に対して、日本語学習支援の拡充・充実や、公的サービスのルールやマナーについて多言語化による情報発信の環境を行うなど、誰もが安心して暮らせる環境を整備することで、区全体の発展につなげてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：政策経営部 政策経営課)</p>

質問の要旨 ⑬	<p>5. 異文化交流の必要性、あるいは日本語習得と地域コミュニティへの影響について</p> <p>多文化共生の推進に当たり、互いの文化的背景を理解し合う「異文化交流」が重要であるとの指摘がある一方で、異文化交流が十分に行われていない状況においても、眞の意味での多文化共生は成立し得るのかという点については、議論が分かれていると認識している。区として、多文化共生の前提として異文化交流がどの程度不可欠であると認識しているか、区の見解を伺う。また、その認識を踏まえ、区が進めている多言語対応や異文化交流施策について、外国人住民の日本語習得意欲や地域コミュニティへの参加といった行動面にどのような影響を与えていくのかについて、区として把握・検証を行っているか、併せて伺う。</p>
回 答 ⑬	<p>多文化共生の推進における異文化交流の必要性および異文化交流施策が外国人住民の行動面に与える影響の把握・検証状況についてお答えいたします。</p> <p>まず、異文化交流がどの程度不可欠であるかの認識ですが、異文化交流が多文化共生の前提として重要であり、「地域で共に生活する者同士の相互理解」によって多文化共生が実現できると考えております。また、地域に愛着を持ち長期的に定着するため、異文化交流の促進が必要であると認識しております。</p> <p>次に、異文化交流施策が外国人住民の行動面に与える影響の把握と検証についてですが、各事業においては満足度アンケートを実施し、効果検証を行っております。また、令和7年10月に実施した多文化共生意識調査の結果からも外国人住民の行動面に与える影響の把握に努めるとともに、可能な範囲で効果検証を行い、新たに公表してまいります。</p>

(担当所管：地域のちから推進部 地域調整課)